

愛川町下水道条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続きを実施しなかった理由

愛川町下水道条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号に規定する「町民等に義務を課し、又その権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続きの対象となる条例であります。今回の改正については、「下水道法第12条の2」、「下水道法施行令第9条の5第2項」で規定されている、製造業及びガス供給業からの汚水量が処理施設で処理される汚水量の合計の割合が4分の1以上であると認められるときはより厳しい基準とすることができるとされている適用の範囲について、相模川流域下水道全体計画の見直しを神奈川県で行った際に今後平成42年時点においても製造業等からの汚水量の割合が4分の1を下まわること、基準を緩和しても処理場において安定的に処理できることが示されたことから、法令の規定に適合するよう本条例に規定される所要の整理を行うものであり、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を準用しパブリック・コメント手続きを実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。